

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 業務課 「接続ルールの見直し」担当 御中

## 電気通信事業法の一部を改正する法律附則第 15条を 踏まえた接続ルールの見直しに関する意見書

平成 12年 10月 23日  
東京都千代田区内幸町一丁目 1番 6号  
NTTコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長 鈴木 正誠

本件に関する連絡先

経営企画部 東

TEL: 03 - 3500 - 8133

Mail: ak.higashi@ntt.com

## 光ファイバのアンバンドルについて

---

総論として、アクセス手段が多様化することに賛成します。

光ファイバについては、規制緩和による光ファイバ建設促進策を講じることにより、光ファイバ敷設を行う様々な事業者・事業体の設備投資インセンティブを高めることが重要と考えます。

これにより、投資・回収のサイクルの中で、光ファイバ利用の多様化が実現されるものと考えます。

線路敷設権については、通信事業者だけでなく、鉄道会社・電力会社等が所有する管路・電柱も利用しやすい仕組みを作るべきと考えます。

## その他接続ルールの見直しについて

ネットワーク構築柔軟性の向上・サービスの多様化により競争を促進し、利用者利便を増進する観点から、下記の事業者間取引の実現を要望します。

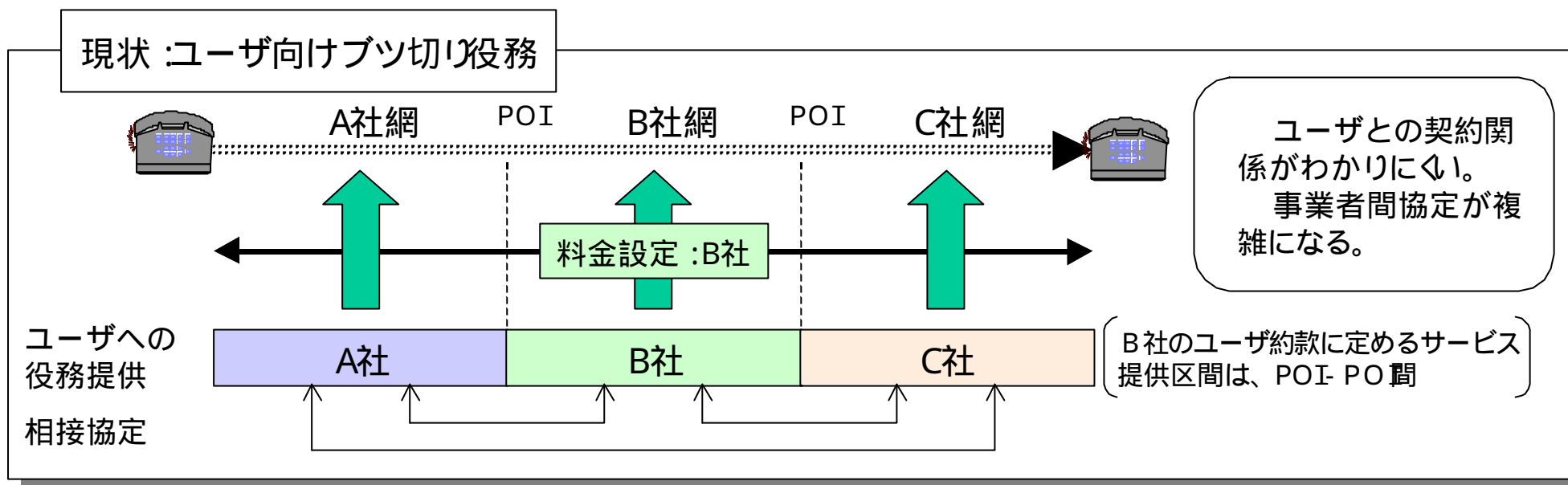
1. 事業者間の取引形態の制約を撤廃し相対でのネットワーク調達・再販を可能にするとともに、中継系のように代替可能なネットワークに関する接続料金規制の撤廃を要望します。

2. 相互接続においては、各事業者が各々ユーザに役務提供（いわゆる「ブツ切り役務」）する形となっていますが、多数事業者間接続・異役務間接続の進展に伴い、ユーザと各事業者の契約関係がわかりにくい、相互接続協定・接続約款でユーザに関する権利義務関係を規定するため、その締結関係や内容が複雑になっている、という弊害が生じています。

当社としては、ユーザとの契約関係のわかりやすさ及び相互接続協定・接続約款の簡素化の観点から、既に存在するユーザ料金設定範囲に、ユーザへの役務提供範囲を合わせ、ユーザとの権利義務関係は一義的にユーザ料金設定事業者がユーザ約款で規定できるようにすべきと考えます。

そのために、接続する事業者が、相互接続協定・接続約款に基づきユーザ料金設定事業者へ役務提供（事業者間取引）を行えるよう規制緩和を要望します。（別紙）

3. サービスの多様化・柔軟な料金設定を可能とするため、上記2の考え方にに基づき、固定網・移動体網を問わず、付加価値をつけたネットワークサービスを開発・提供する事業者による自由なネットワーク調達とエンドエンドのユーザ料金設定が実現されるべきと考えます。



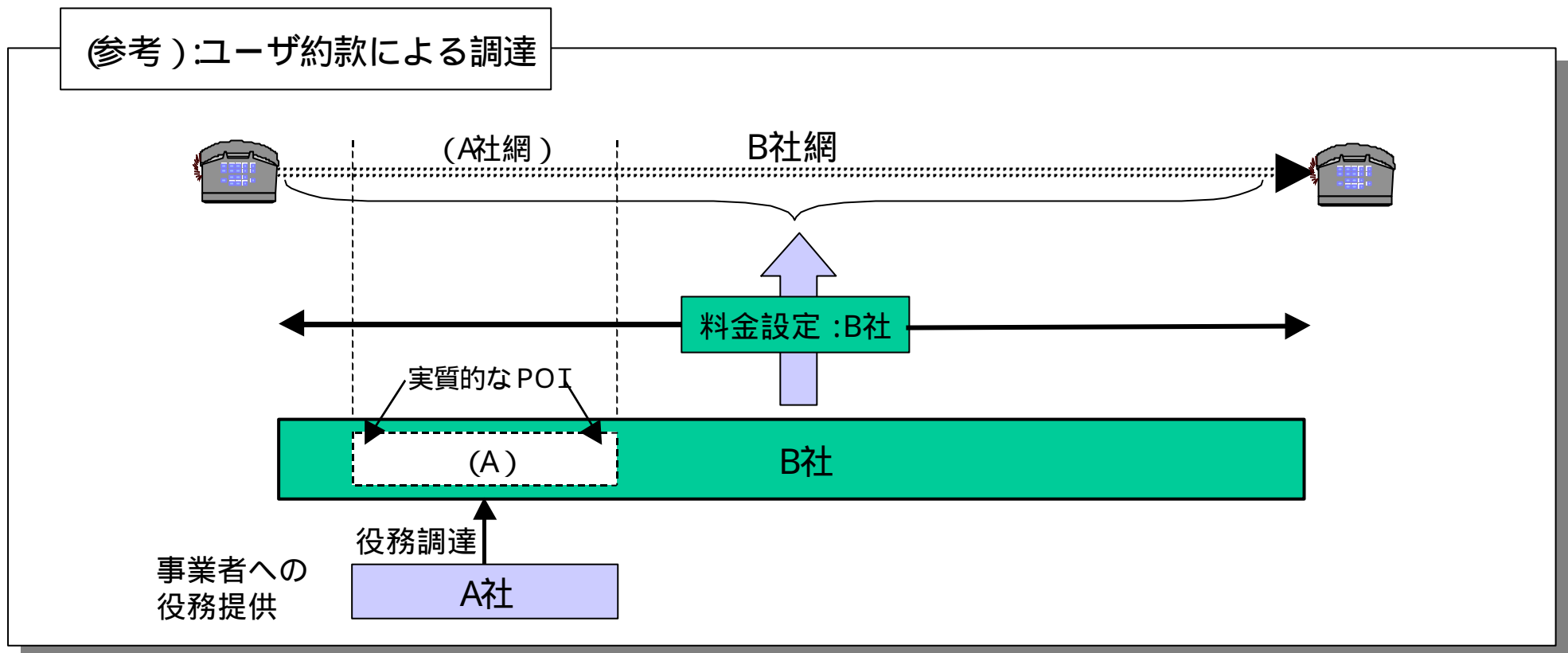
現状では、上図のようにB社がエンドエンドで料金設定を行っている場合でも、ユーザへは各社のユーザ約款に基づき、各社ごとに役務を提供しております (いわゆる「ブツ切り役務」)。これには以下の問題があります。

多数事業者間接続、異役務間接続が進展し、ユーザ側からみて各役務提供事業者との契約関係がわかりにくくなっています。また事業者側でも、ユーザ約款が複雑あるいは対応困難になっています。

相互接続協定上はユーザ料金設定事業者の取り決め、ユーザへの損害賠償・原因事業者への求償等、各社間で権利・義務を規定せねばならず、いわゆるメッシュ状の協定を締結する必要があり、手続上複雑なものになるという弊害が生じています。

ブツ切り役務においては、新規の接続形態が生じる都度、指定事業者の接続約款で規定される接続形態表の変更手続きが必須となり、迅速なサービス提供の障害及びNTT地域を含む事業者の手続上の負担増となっております。

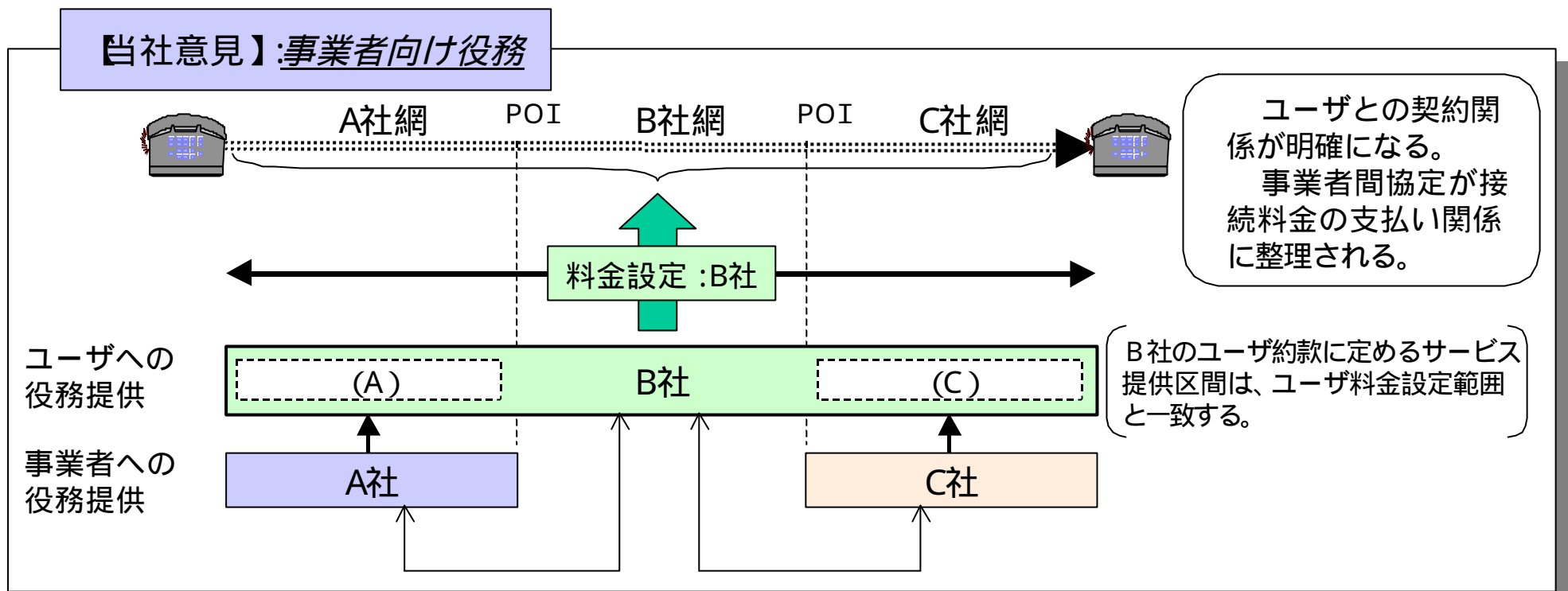
協定締結の複雑化の問題は、「多数事業者間接続協定に関する検討会」で提案された、中間代行・代理協定のスキームによりある程度簡素化が可能ですが、根本的な解決までには至っていないと考えます。



郵政省によるネットワーク構築の柔軟性向上のための措置により、ユーザ約款ベースによる調達が間もなく可能となります。これは、事業者向けの役務提供を可能とする措置であり、当社としても歓迎するものであります。

上図でB社がネットワークの一部としてA社の専用線をユーザ約款ベースで調達する場合、B社がA社と専用線の線端接続で相互接続する場合と利用の実態は同一になると考えます。

しかしながら、現行の枠組み上、線端接続ではA社の専用役務のユーザへの直接提供という整理になります(前ページ参照)。



相互接続協定・接続約款による事業者間の役務提供取引を導入すると、上図のようにB社が設定するユーザ料金設定範囲にユーザへの役務提供範囲が一致する形となり、ユーザとの契約関係が明確になります。

この場合、事業者間協定の規定は事業者への役務提供と接続料金の請求関係に整理されるため、役務提供を受けているB社が各社と協定を締結すれば良く、協定の内容も簡素化されます。

指定事業者の接続約款により事業者への役務提供を行うとすれば、省令において、指定事業者の接続約款で定めることと規定されている「利用者に対して負うべき責任」の内容が軽減し、接続形態表も大幅な簡素化が可能と考えます。

NTT地域会社が接続約款ベースで提供している中継伝送機能(専用型)は、相互接続による事業者向けの(専用)役務を既に提供しているものとも考えることもできます。